

農地法第5条届出に必要な添付書類

番号	書類名	数部	備考
1	農地転用届出書 5条 ※別紙に記載が及ぶ場合は、届出書と別紙を綴じたものを <u>3部</u> ご提出ください。	3	
2	委任状（代理人の場合） 要押印となります。 譲受人・譲渡人双方についてお願いします。 来庁者（代理人）の本人確認書類も併せてお持ちください。（従業員等の立場で委任を受けている場合は、従業員等であることがわかるものをお持ちください。） 委任のあった日から <u>3ヶ月以内</u> のものを添付してください。	1	
3	土地の登記事項証明書 登記官の氏名・印があるものを添付してください。 （オンライン登記情報提供サービスで取得したものは不可） 発行日から <u>3ヶ月以内</u> のものを添付してください。	1	コピー可 （要原本確認）
4	位置図（都市計画図の写し） 表示は、市街化区域と市街化調整区域の境に朱線を、また届出地を明示してください。	1	コピー可
5	公図の写し（仮換地証明添付の場合は不要） 発行日から <u>3ヶ月以内</u> のものを添付してください。	1	コピー可

◎区画整理中の場合

6	仮換地証明 届出書の記載は、従前地の下に仮換地を赤字で記入、または赤の下線を引いてください。	1	コピー可 （要原本確認）
7	仮分割協議書（仮分割のある場合）	1	コピー可 （要原本確認）

◎譲渡人の住所が、土地登記簿謄本と異なる場合

8	住民票あるいは戸籍の附票 繋がりを明らかにするもので、発行日から <u>3ヶ月以内</u> のものを添付してください。	1	コピー可 （要原本確認）
---	---	---	-----------------

◎相続による権利移転登記が完了していない場合

9	遺産分割協議書・印鑑証明書（相続人）	1	コピー可 （要原本確認）
---	---------------------------	---	-----------------

※ 毎月10日、20日、末日が受付締切日です。（土日・祝祭日の場合は翌業務日）受理通知の交付は受付締切日の一週間後になります。